

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

豊かな自然環境に恵まれた本県には古くから人々が暮らし、多くの生活文化が生み出されてきました。また、海や川、街道を利用した紀州・江戸・鎌倉などとの経済的・文化的交流のなかで、特色ある多様な文化がはぐくまれてきました。

戦後も首都圏の急速な開発が進む中、豊かな自然が残る快適な居住地として、全国各地から多くの人びとがさまざまな文化を持って移り住み、日々の交流の中から多様で豊かな文化が創り出されてきました。

現在でも、我が国の政治・経済・文化の中心である首都圏に位置し、海外の多くの都市と直接結ばれた成田国際空港を抱え、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、新しい文化と古くからの文化が織りなす新しい「ちば文化」が日々生みだされています。

このような「ちば文化」は、県民、さらに千葉を訪れる多くの人たちにゆとりや潤いといった心の豊かさをもたらしています。

しかし、少子高齢化の急速な進展や経済・社会のグローバル化など、本県を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

こうした変化の時代にあっても、県民が心豊かな生活をおくるためには、「ちば文化」の振興と発展を通して、郷土に愛着と誇りを持てる活力に満ちた地域社会を形成していく必要があります。県民一人ひとりの文化への思いや取り組みが県全体を包み込む大きな力となって、新たな「ちば文化」が創造され、新たな「ちば文化」の創造を通じて個性あふれる魅力的な千葉県が実現されます。

このため、千葉県では、「ちば文化」に親しむ環境をつくり、「ちば文化」を創造し発展させることのできる体制を構築し、「ちば文化」を地域活性化に生かすため、ここに文化振興計画を策定し、県の文化芸術振興の方向性を明らかにすることとしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、県政運営の基本として平成22年3月に策定した県の総合計画「輝け！ちば元気プラン」を踏まえ、中長期的な視点に立ち、本県の文化芸術分野における基本目標や施策の方向性等を定めるものです。

この計画で示す目標や施策等は、県民をはじめ、県や市町村、文化芸術団体、企業等が連携・協力して、千葉県の文化振興を図る際の基本となるものです。

なお、この計画は、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に定められた地方公共団体の責務に関する規定、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、

国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第4条)の趣旨に沿うものです。

3. 計画期間

平成23年度からおおむね5年間の計画とします。

4. 計画の対象とする文化芸術の範囲

この計画では、文化芸術振興基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

- ・芸術(文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊など)
- ・メディア芸術(映画・漫画・アニメーション・電子機器等を利用した芸術)
- ・伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能)
- ・芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。))
- ・生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)
- ・国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)
- ・出版物等(出版物及びレコード等)
- ・文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)
- ・地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

ただし、文化芸術振興基本法では「民俗芸能」とされていますが、この計画では次章以降、同じ内容を含み、より一般的に使われている「郷土芸能」と表記します。

また、この計画において「伝統文化」とは、「伝統芸能」、「生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの」、「文化財等」、「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能」とします。

5. 計画の進捗状況の評価等

県の文化芸術振興施策については、総合計画「輝け！ちば元気プラン」の中にも重点施策のひとつとして位置付けられています。本計画の進捗状況については、総合計画の政策評価制度により評価・公表し、本計画に基づく文化芸術振興施策の着実に効果的な実施を図ります。

また、県内の文化芸術活動の状況を示す、県民に分かりやすい各種項目について、定期的・継続的に調査・把握します。

さらに、国の文化政策の動向等を注視するとともに、上記の結果を施策の改善等に生かしていきます。